

医整第937号  
薬第574号  
令和2年12月1日

岐阜市保健所長 }  
各保健所長 } 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長  
薬務水道課長

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

このことについて、厚生労働省医政局長及び医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知の上、関係機関等に周知願います。

なお、一般社団法人岐阜県医師会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、一般社団法人岐阜県病院協会及び一般社団法人岐阜県薬剤師会には別途通知しましたので、申し添えます。

岐阜県健康福祉部医療整備課 医事係			
係長	江崎	担当	山内
T E L	058-272-1111 内線 2527		
F A X	058-278-2623		

岐阜県健康福祉部薬務水道課 薬事麻薬係			
係長	松尾	担当	渡辺
T E L	058-272-1111 内線 2572		
F A X	058-271-5731		